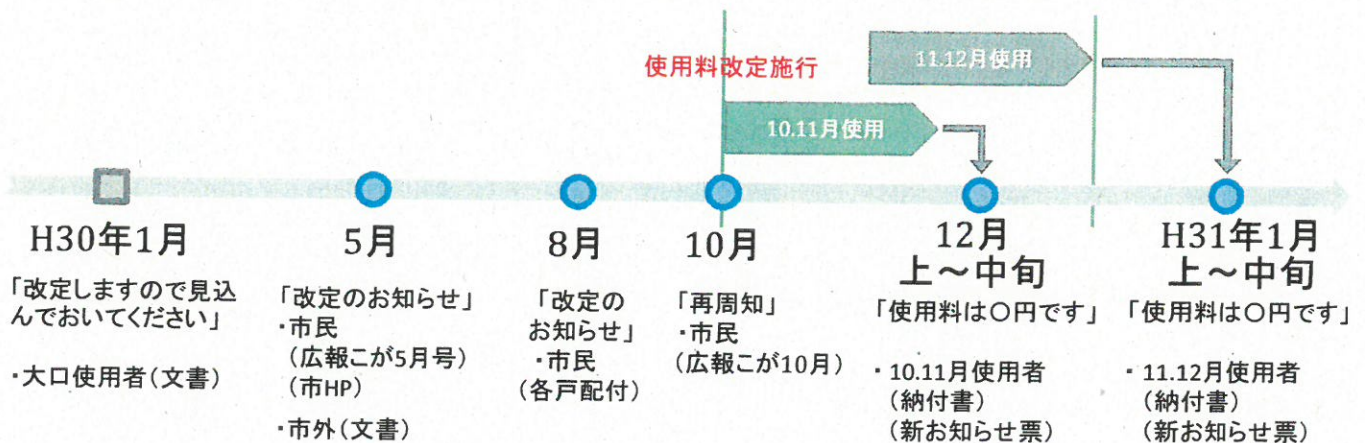


使用料改定に係る周知について

(これまでの取り組み)

使用料改定 市民周知等スケジュール

平成30年10月1日施行(12月請求分から)



下水道使用者 各位

古賀市長 中 村 隆 象
（建設産業部 下水道課）

古賀市下水道（農集排）使用料改定のお知らせ

平素より、古賀市下水道事業に関しましてご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

下水道事業は、独立採算の原則に従い、基本的に利用者が負担する下水道使用料で運営しています。これまで経費縮減を図り経営改善をしてきましたが、施設の老朽化による改築更新費といった課題への対応、安定的な事業運営のため、下水道使用料を改定させていただきます。

下水道使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、今後もより効率的な事業運営と健全経営に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

具体的な改定の内容

1. 平成 30 年 10 月 1 日から 一律 約 7.7% 引き上げます

【下水道使用料】（2 か月当たり：税抜き）

区分	汚水量	現行使用料	改定後	増加額
基本使用料	0 m ³ ~ 16 m ³	2,000 円	2,156 円	156 円
超過使用料 1 m ³ につき	17 m ³ ~ 20 m ³	110 円	119 円	9 円
	21 m ³ ~ 40 m ³	135 円	145 円	10 円
	41 m ³ ~ 60 m ³	160 円	172 円	12 円
	61 m ³ ~ 100 m ³	170 円	183 円	13 円
	101 m ³ ~ 200 m ³	180 円	194 円	14 円
	201 m ³ ~ 1,000 m ³	195 円	210 円	15 円
	1,001 m ³ ~ 2,000 m ³	200 円	216 円	16 円
	2,001 m ³ 以上	205 円	221 円	16 円

改定後の使用料は、下記の請求分から適用されます。

- ・ 偶数月請求の方：平成 30 年 12 月請求（10 月・11 月使用分）
- ・ 奇数月請求の方：平成 31 年 1 月請求（11 月・12 月使用分）

2. 現行使用料からの増加額（2 か月当たりの税込額）は、80 m³使用の方で 970 円、
150 m³使用の方で 2,000 円の値上げとなります

※ 使用料の早見表を添付しておりますのでご利用下さい。

※ 詳しい金額については、下記へお問い合わせください。

<使用料、改定に関するお問い合わせ先>

古賀市役所 下水道課 管理係

Tel：092-942-1118

Fax：092-942-0675

E-mail：gesuikanri@city.koga.fukuoka.jp

下水道新使用料早見表

平成30年10月1日改定

新料金での請求は

偶数請求：平成30年12月請求分より

奇数請求：平成31年1月請求分より

(単位：m³・円)

2か月分(消費税・地方消費税込み・税率8%)

水量は2ヶ月分の使用水量

水量	増加額	改定後	水量	増加額	改定後	水量	増加額	改定後	水量	増加額	改定後	水量	増加額	改定後	水量	増加額	改定後
16	160	2,320	140	1,850	25,970	270	3,890	54,420	460	6,970	97,510	850	13,280	185,960	5,000	84,830	1,169,300
20	210	2,840	145	1,930	27,020	280	4,060	56,690	470	7,130	99,780	900	14,090	197,300	5,250	89,150	1,228,970
30	310	4,400	150	2,000	28,070	290	4,210	58,950	480	7,300	102,050	950	14,900	208,640	5,500	93,470	1,288,640
40	420	5,970	155	2,070	29,110	300	4,370	61,220	490	7,450	104,310	1,000	15,710	219,980	6,000	102,110	1,407,980
50	560	7,830	160	2,150	30,160	310	4,540	63,490	500	7,610	106,580	1,250	20,030	278,300	6,500	110,750	1,527,320
60	680	9,680	165	2,230	31,210	320	4,700	65,760	510	7,780	108,850	1,500	24,350	336,620	7,000	119,390	1,646,660
70	820	11,660	170	2,310	32,260	330	4,870	68,030	520	7,940	111,120	1,750	28,670	394,940	7,500	128,030	1,766,000
80	970	13,640	175	2,370	33,300	340	5,020	70,290	530	8,110	113,390	2,000	32,990	453,260	8,000	136,670	1,885,340
85	1,040	14,630	180	2,450	34,350	350	5,180	72,560	540	8,260	115,650	2,250	37,310	512,930	8,500	145,310	2,004,680
90	1,100	15,610	185	2,530	35,400	360	5,350	74,830	550	8,420	117,920	2,500	41,630	572,600	9,000	153,950	2,124,020
95	1,170	16,600	190	2,610	36,450	370	5,510	77,100	560	8,590	120,190	2,750	45,950	632,270	9,500	162,590	2,243,360
100	1,240	17,590	195	2,680	37,490	380	5,680	79,370	570	8,750	122,460	3,000	50,270	691,940	10,000	171,230	2,362,700
105	1,320	18,640	200	2,750	38,540	390	5,830	81,630	580	8,920	124,730	3,250	54,590	751,610	11,000	188,510	2,601,380
110	1,400	19,690	210	2,920	40,810	400	5,990	83,900	590	9,070	126,990	3,500	58,910	811,280	12,000	205,790	2,840,060
115	1,470	20,730	220	3,080	43,080	410	6,160	86,170	600	9,230	129,260	3,750	63,230	870,950	13,000	223,070	3,078,740
120	1,550	21,780	230	3,250	45,350	420	6,320	88,440	650	10,040	140,600	4,000	67,550	930,620	15,000	257,630	3,556,100
125	1,620	22,830	240	3,400	47,610	430	6,490	90,710	700	10,850	151,940	4,250	71,870	990,290	20,000	344,030	4,749,500
130	1,700	23,880	250	3,560	49,880	440	6,640	92,970	750	11,660	163,280	4,500	76,190	1,049,960	23,000	395,870	5,465,540
135	1,770	24,920	260	3,730	52,150	450	6,800	95,240	800	12,470	174,620	4,750	80,510	1,109,630	25,000	430,430	5,942,900

H30.5.1 古賀市ホームページ

Foreign Language

付箋ページを見る

文字サイズ

縮小 標準 拡大

背景色変更 A A A A

カスタム検索

検索

> 関連ワードを探す

サイトマップ

ホーム 暮らし・手続き 子育て・教育 健康・福祉 観光・文化・スポーツ 市政情報 事業者の方

現在のページ ▶ トップページ > 行政情報 > 市役所の仕事としくみ > 下水道課 > 下水道使用料を改定します

下水道使用料を改定します

下水道は、市民生活にとって重要なライフラインであり、将来にわたり安定して維持運営していく必要があります。下水道事業の運営に当たっては、汚水処理にかかる必要な経費を使用者の皆さんからの使用料によりまかなうことが原則とされています。

このたび、老朽化する施設の更新や施設整備、維持管理にかかる経費の増大に対応するため、平成30年10月1日から下水道使用料を改定（平成30年12月請求分から適用）します。

使用者の皆さんにはご負担をお願いすることとなりますが、今後も、より一層のコスト削減を進め、効率的な下水道事業の運営に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

改定の内容

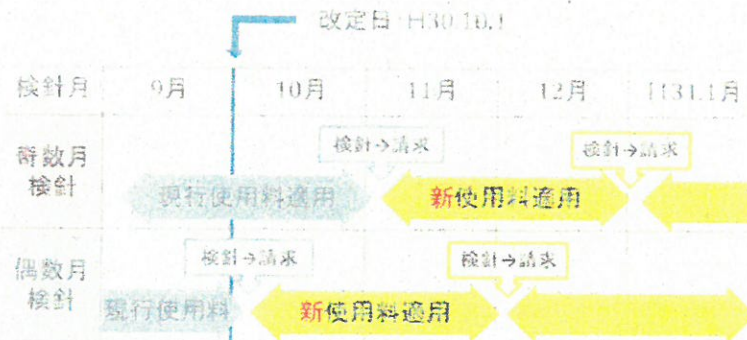
1. 改定期間と改定率

平成30年10月1日から（12月請求分から適用）、一律 約7.7% 引き上げます。

下水道使用料は、2か月に1回の検針を行い、皆様にお支払いいただいておりますが、

下水道使用料の改定に当たっては、平成30年10月1日以降の使用で、同年12月に請求するものから新しい使用料単価を適用します。

- ・ 偶数月検針・請求の方：平成30年12月請求（10月・11月使用分）から
- ・ 奇数月検針・請求の方：平成31年1月請求（11月・12月使用分）から



2. 改定後の使用料

標準的な2~3人世帯における2か月当たりの汚水量とされる40m³/2月の場合、2か月当たり420円（1か月当たり210円）の負担増となります。

【新旧使用料比較表】（2か月当たり、消費税8%込み）

汚水量	現行使用料	改定後	増加額
16m ³	2,160円	2,320円	160円
40m ³ （標準的な世帯）	5,550円	5,970円	420円
50m ³	7,270円	7,830円	560円



- > 緊急病棟の案内
- > 緊急連絡電話帳
- > 小児救急医療体制
- > 地震・防災について
- > 防災の心算

各種届出・手続き

出産・子育て

税・年金・国保

健康・福祉

住まい・生活支援

100m ³	16,350円	17,590円	1,240円
500m ³	98,970円	106,580円	7,610円
1,000m ³	204,270円	219,980円	15,710円

※ 使用料金表と汚水量ごとの料金の詳細については、次のファイルをご覧ください。

- ・下水道使用料新旧表 (PDFファイル: 604KB)
- ・下水道新使用料早見表 (PDFファイル: 276KB)

改定までの経緯

下水道事業の運営に当たっては市の会計（一般会計）とは別に会計（特別会計）を設け、運営に係る経費のうち汚水処理に係る費用は下水道使用料でまかなうという、独立採算の原則があります。しかし、現状古賀市ではこの費用を使用料だけでまかなうことができず、市の一般会計からの基準以上の繰入金により赤字を補填していました。赤字の額はこれまで経営の効率化などにより可能な限り削減してきたものの、老朽化する下水道施設の大規模な改築更新や施設整備、維持管理費の増加により、汚水処理にかかる経費は増大していく見込みです。

今後の古賀市下水道事業を安定的に経営していくため、有識者と市民からなる「古賀市上下水道事業経営等審議会」に経営のあり方について検討をお願いし、使用料改定の方向性について答申をいただきました。その後、この答申に基づき古賀市議会に条例の改正案を提案し、審議のうえ、議決されたところです。

【平成29年6月～9月】

古賀市上下水道事業経営等審議会会議において、下水道事業の経営等について検討（全5回）

【平成29年9月】

古賀市上下水道事業経営等審議会より、改定の方向性についての答申

- ・下水道事業の安定的な経営のためには、使用料の7.75%の改定が必要
- ・改定してもなお見込まれる赤字額（年間約1,000万円）については、経営改善により削減すること
- ・使用料負担の急激な変化等を考慮し、3～4年をサイクルとして使用料のあり方について検証すること

【平成29年12月】

平成29年古賀市議会第4回定例会において「古賀市下水道条例及び古賀市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例」が可決

【平成30年10月】

新下水道使用料施行（同年12月請求分から適用）

※古賀市上下水道事業経営等審議会の全5回の資料や審議内容については、古賀市ホームページ「[平成29年度会議結果報告書](#)」で公開中です（第1回から第5回までが下水道事業の審議）。また、市議会の会議録も、古賀市議会ホームページ「[平成29年第4回定例会](#)」で公開されています。

このページに関するお問い合わせ先

下水道課

管理係

電話：092-942-1118

Eメール：gesuikanri@city.koga.fukuoka.jp

このページに付随するリンク

ツイート LINEで送る

[個人情報について](#)

[リンク集](#)

[著作権・免責事項](#)

[市役所へのアクセス](#)

古賀市役所

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1 電話：092-942-1111（大代表） Eメール：info@city.koga.fukuoka.jp
市役所開庁時間 8時30分～17時（土曜・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み）

平成30年10月1日（12月請求分）から使用料金表が変わります

下水道使用料は、2か月ごとにお支払いいただくため、2か月当たりの単価の比較を示しています。

現行使用料金表（2か月当たり税抜き）			
基本 使用料	使用水量	単位	料金
16 m ³ まで2, 000円	17m ³ ～20m ³	1 m ³ ごとに	110円
	21m ³ ～40m ³		135円
	41m ³ ～60m ³		160円
	61m ³ ～100m ³		170円
	101m ³ ～200m ³		180円
	201m ³ ～1,000m ³		195円
	1,001m ³ ～2,000m ³		200円
2,001m ³ 以上	205円		



新使用料金表（2か月当たり税抜き）			
基本 使用料	使用水量	単位	料金
16 m ³ まで2, 156円 (+156)	17m ³ ～20m ³	1 m ³ ごとに	119円(+9)
	21m ³ ～40m ³		145円(+10)
	41m ³ ～60m ³		172円(+12)
	61m ³ ～100m ³		183円(+13)
	101m ³ ～200m ³		194円(+14)
	201m ³ ～1,000m ³		210円(+15)
	1,001m ³ ～2,000m ³		216円(+16)
2,001m ³ 以上	221円(+16)		

【計算例】 2か月で40m³使用した場合

0m³～16m³の使用料… 基本使用料 = 2,000円
 17m³～20m³の使用料… 4m³×110円/m³ = 440円
 21m³～40m³の使用料… 20m³×135円/m³ = 2,700円

合計 5,140円

【現行使用料】

5,140円×1.08（消費税）= 5,550円（10円未満切捨）

【計算例】 2か月で40m³使用した場合

0m³～16m³の使用料… 基本使用料 = 2,156円
 17m³～20m³の使用料… 4m³×119円/m³ = 476円
 21m³～40m³の使用料… 20m³×145円/m³ = 2,900円

合計 5,532円

【新使用料】

5,532円×1.08（消費税）= 5,970円（10円未満切捨）

下水道新使用料早見表

平成30年10月1日改定

新料金での請求は

偶数請求：平成30年12月請求分から

奇数請求：平成31年1月請求分から

(単位：m³・円)

2か月分 (消費税・地方消費税込み・税率8%)

水量は2ヶ月分の使用水量

水量	改定後	増加額	水量	改定後	増加額	水量	改定後	増加額	水量	改定後	増加額	水量	改定後	増加額	水量	改定後	増加額
10	2,320	160	105	18,640	1,320	200	38,540	2,750	295	60,090	4,300	390	81,630	5,830	485	103,180	7,370
16	2,320	160	110	19,690	1,400	205	39,680	2,840	300	61,220	4,370	395	82,770	5,920	490	104,310	7,450
20	2,840	210	115	20,730	1,470	210	40,810	2,920	305	62,360	4,460	400	83,900	5,990	495	105,450	7,540
25	3,620	260	120	21,780	1,550	215	41,940	2,990	310	63,490	4,540	405	85,040	6,080	500	106,580	7,610
30	4,400	310	125	22,830	1,620	220	43,080	3,080	315	64,620	4,610	410	86,170	6,160	525	112,250	8,020
35	5,190	370	130	23,880	1,700	225	44,210	3,160	320	65,760	4,700	415	87,300	6,230	550	117,920	8,420
40	5,970	420	135	24,920	1,770	230	45,350	3,250	325	66,890	4,780	420	88,440	6,320	575	123,590	8,830
45	6,900	490	140	25,970	1,850	235	46,480	3,320	330	68,030	4,870	425	89,570	6,400	600	129,260	9,230
50	7,830	560	145	27,020	1,930	240	47,610	3,400	335	69,160	4,940	430	90,710	6,490	625	134,930	9,640
55	8,760	620	150	28,070	2,000	245	48,750	3,490	340	70,290	5,020	435	91,840	6,560	650	140,600	10,040
60	9,680	680	155	29,110	2,070	250	49,880	3,560	345	71,430	5,110	440	92,970	6,640	675	146,270	10,450
65	10,670	750	160	30,160	2,150	255	51,020	3,650	350	72,560	5,180	445	94,110	6,730	700	151,940	10,850
70	11,660	820	165	31,210	2,230	260	52,150	3,730	355	73,700	5,270	450	95,240	6,800	725	157,610	11,260
75	12,650	890	170	32,260	2,310	265	53,280	3,800	360	74,830	5,350	455	96,380	6,890	750	163,280	11,660
80	13,640	970	175	33,300	2,370	270	54,420	3,890	365	75,960	5,420	460	97,510	6,970	775	168,950	12,070
85	14,630	1,040	180	34,350	2,450	275	55,550	3,970	370	77,100	5,510	465	98,640	7,040	800	174,620	12,470
90	15,610	1,100	185	35,400	2,530	280	56,690	4,060	375	78,230	5,590	470	99,780	7,130	850	185,960	13,280
95	16,600	1,170	190	36,450	2,610	285	57,820	4,130	380	79,370	5,680	475	100,910	7,210	900	197,300	14,090
100	17,590	1,240	195	37,490	2,680	290	58,950	4,210	385	80,500	5,750	480	102,050	7,300	1,000	219,980	15,710

※. 増加額は、現行の使用料と、改定後の使用料の差額を指します

6/3 平成30年度福岡県総合防災訓練を古賀市で開催します!

【問い合わせ】
総務課 ☎942-1112

県が毎年実施している総合防災訓練が今年は古賀市と新宮町を会場として開催されます。

本訓練には、県、関係市町、消防本部、消防団、警察、自衛隊、医療機関など約100の防災関係機関が参加し、様々な災害に対応するための訓練を実施します。

普段は間近で見ることのできない特殊車両やヘリコプターなどを間近で見学できます。また来場者用の体験ブースも用意していますので、参加、見学することで、防災について学び、考え、安全、安心なまちづくりを実践していきましょう。

▶日時：6月3日(日)10時～

▶場所：筵内 玄望園地区(エコロの森古賀清掃工場隣接地)

*見学無料

会場まではシャトルバスで



一般見学者の駐車場は県馬術場と古賀東中学校を予定しています。駐車場から会場まではシャトルバスで送迎します。(ただし、駐車場には限りがありますのでできるだけ乗り合わせの上お越しください。)



10/1～ 下水道使用料を改定します

【問い合わせ】
下水道課 ☎942-1118

下水道は市民生活にとって重要なライフラインであり、将来にわたり安定して維持運営していく必要があります。

下水道事業の運営に当たっては、汚水処理にかかる必要な経費を皆さんの使用料によりまかなうことが原則とされています。

このたび、老朽化する施設の更新や施設整備、維持管理にかかる経費の増大のため、10月1日から下水道使用料を改定(12月請求分から適用)します。

皆さんにはご負担をおかけしますが、今後も、より一層のコスト削減と効率的な下水道事業の運営に努めますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

改定の主な内容

1 下水道使用料を一律約7.7%引き上げます。

【代表的な汚水量での新旧使用料比較表】

(2か月当たり、消費税込み)

汚水量	現行使用料	改定後	増加額
16m ³	2,160円	2,320円	160円
40m ³	5,550円	5,970円	420円
50m ³	7,270円	7,830円	560円
100m ³	16,350円	17,590円	1,240円

2 10月1日以降の使用から新しい使用料単価になります。(2か月ごとに検針・請求)

*地区により検針月が異なります。(奇数月・偶数月)

改定日：H30.10.1

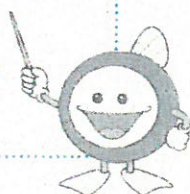
検針月	9月	10月	11月	12月	H31.1月
奇数月検針		検針→請求		検針→請求	
	現行使用料適用		新使用料適用		
偶数月検針		検針→請求		検針→請求	
	現行使用料		新使用料適用		

下水道使用料改定についての詳しい内容は市ホームページに掲載しています。

【掲載場所】

トップページ→

市役所の仕事としくみ→下水道課→
下水道使用料を改定します



下水道使用者（市外在住者）各位

古賀市長 中 村 隆 象
（建設産業部 下水道課）

古賀市下水道使用料改定のお知らせ

平素より、古賀市下水道事業に関しましてご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

下水道事業は、独立採算の原則に従い、基本的に利用者が負担する下水道使用料で運営しています。これまで経費縮減を図り経営改善をしてきましたが、施設の老朽化による改築更新費といった課題への対応、安定的な事業運営のため、下水道使用料を改定させていただきます。

下水道使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、今後もより効率的な事業運営と健全経営に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

具体的な改定の内容

1. 平成30年10月1日から 一律 約7.7% 引き上げます

【下水道使用料】（2か月当たり：税抜き）

区分	汚水量	現行使用料	改定後	増加額
基本使用料	0 m ³ ~ 16 m ³	2,000 円	2,156 円	156 円
超過使用料 1 m ³ につき	17 m ³ ~ 20 m ³	110 円	119 円	9 円
	21 m ³ ~ 40 m ³	135 円	145 円	10 円
	41 m ³ ~ 60 m ³	160 円	172 円	12 円
	61 m ³ ~ 100 m ³	170 円	183 円	13 円
	101 m ³ ~ 200 m ³	180 円	194 円	14 円
	201 m ³ ~ 1,000 m ³	195 円	210 円	15 円
	1,001 m ³ ~ 2,000 m ³	200 円	216 円	16 円
	2,001 m ³ 以上	205 円	221 円	16 円

改定後の使用料は、下記の請求分から適用されます。

- ・ 偶数月請求の方：平成30年12月請求（10月・11月使用分）
- ・ 奇数月請求の方：平成31年 1月請求（11月・12月使用分）

2. 現行使用料からの増加額（2か月当たりの税込額）は、16 m³使用の方で160円、40 m³使用の方で420円の値上げとなります

※ 使用料の早見表を裏面に掲載しておりますのでご利用下さい。

※ 詳しい内容については、古賀市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

<使用料、改定に関するお問い合わせ先>

古賀市役所 下水道課 管理係

Tel：092-942-1118

Fax：092-942-0675

E-mail：gesuikanri@city.koga.fukuoka.jp

下水道新使用料早見表

平成30年10月1日改定

新料金での請求は

偶数請求：平成30年12月請求分から

奇数請求：平成31年1月請求分から

(単位：m³・円)

2か月分（消費税・地方消費税込み・税率8%）

水量は2ヶ月分の使用水量

水量	改定後	増加額	水量	改定後	増加額	水量	改定後	増加額	水量	改定後	増加額	水量	改定後	増加額
10	2,320	160	105	18,640	1,320	200	38,540	2,750	295	60,090	4,300	390	81,630	5,830
16	2,320	160	110	19,690	1,400	205	39,680	2,840	300	61,220	4,370	395	82,770	5,920
20	2,840	210	115	20,730	1,470	210	40,810	2,920	305	62,360	4,460	400	83,900	5,990
25	3,620	260	120	21,780	1,550	215	41,940	2,990	310	63,490	4,540	405	85,040	6,080
30	4,400	310	125	22,830	1,620	220	43,080	3,080	315	64,620	4,610	410	86,170	6,160
35	5,190	370	130	23,880	1,700	225	44,210	3,160	320	65,760	4,700	415	87,300	6,230
40	5,970	420	135	24,920	1,770	230	45,350	3,250	325	66,890	4,780	420	88,440	6,320
45	6,900	490	140	25,970	1,850	235	46,480	3,320	330	68,030	4,870	425	89,570	6,400
50	7,830	560	145	27,020	1,930	240	47,610	3,400	335	69,160	4,940	430	90,710	6,490
55	8,760	620	150	28,070	2,000	245	48,750	3,490	340	70,290	5,020	435	91,840	6,560
60	9,680	680	155	29,110	2,070	250	49,880	3,560	345	71,430	5,110	440	92,970	6,640
65	10,670	750	160	30,160	2,150	255	51,020	3,650	350	72,560	5,180	445	94,110	6,730
70	11,660	820	165	31,210	2,230	260	52,150	3,730	355	73,700	5,270	450	95,240	6,800
75	12,650	890	170	32,260	2,310	265	53,280	3,800	360	74,830	5,350	455	96,380	6,890
80	13,640	970	175	33,300	2,370	270	54,420	3,890	365	75,960	5,420	460	97,510	6,970
85	14,630	1,040	180	34,350	2,450	275	55,550	3,970	370	77,100	5,510	465	98,640	7,040
90	15,610	1,100	185	35,400	2,530	280	56,690	4,060	375	78,230	5,590	470	99,780	7,130
95	16,600	1,170	190	36,450	2,610	285	57,820	4,130	380	79,370	5,680	475	100,910	7,210
100	17,590	1,240	195	37,490	2,680	290	58,950	4,210	385	80,500	5,750	480	102,050	7,300

※ 増加額とは、現行の使用料と、改定後の使用料の差額を指します

下水道使用料を改定します

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします

（このお知らせは、下水道未整備の地区の方、下水道未接続の方にもお配りしております。）

下水道は、市民生活にとって重要なライフラインであり、将来にわたり安定して維持運営していく必要があります。下水道事業の運営に当たっては、汚水処理にかかる必要な経費を使用者の皆さんからの使用料によりまかなうことが原則とされています。

このたび、老朽化する施設の更新や施設整備、維持管理にかかる経費の増大に対応するため、平成30年10月1日から下水道使用料を改定（平成30年12月請求分から適用）します。

使用者の皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、今後も、より一層のコスト削減を進め、効率的な下水道事業の運営に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○改定の内容

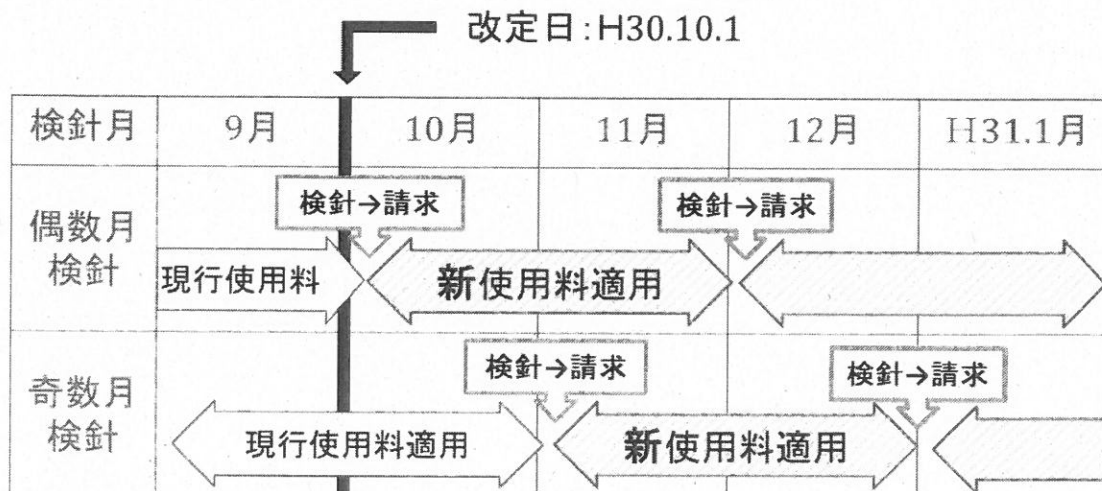
1. 改定時期と改定率

平成30年10月1日から（12月請求分から適用）、一律約7.7%引き上げます

下水道使用料は、2か月に1回の検針を行い、皆様にお支払いいただいておりますが、下水道使用料の改定に当たっては、平成30年10月1日以降の使用で、同年12月に請求するものから、新しい使用料単価を適用します。

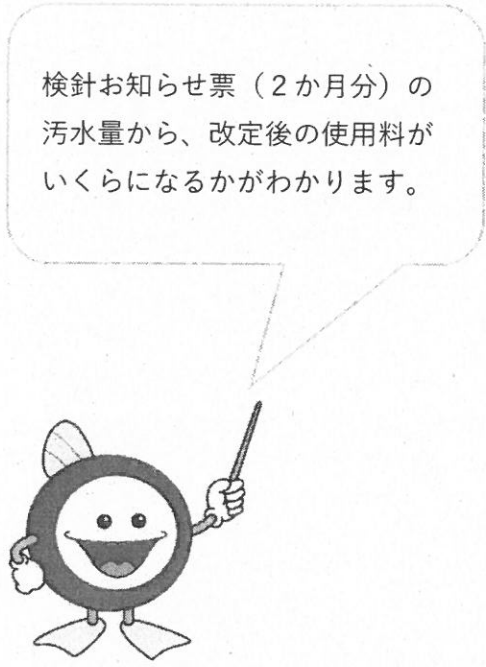
※ 水道メーターの検針は、地区を分けて偶数月・奇数月いずれかの2か月ごとに行っています。

偶数月 検針・請求地区	： 平成30年12月請求（10月・11月使用分）から適用
日吉、天神、花見東、花見南、舞の里	
奇数月 検針・請求地区	： 平成31年1月請求（11月・12月使用分）から適用
青柳、青柳町、糸ヶ浦、今在家、今の庄、駅東、小竹、小山田、花鶴丘、川原、久保、古賀、薦野、鹿部、庄、新久保、新原、谷山、千鳥、中央、米多比、美明、美郷、筵内、薬王寺	



2. 改定後の使用料

標準的な2～3人世帯における2か月当たりの汚水量とされる40m³/2月の場合、
2か月当たり420円（1か月当たり210円）の負担増となります



検針お知らせ票（2か月分）の汚水量から、改定後の使用料がいくらになるかがわかります。

【検針お知らせ票の例】（現行使用料）

ご使用水量等のお知らせ

古賀市 駅東1丁目1番1号
コガシゲスドウカ 様

平成30年 8月分 (6月・7月使用分)
納付書通知番号 0000000
用途: 一般 □径: 13

今回検針日: 平成30年8月1日
 前回検針日: 平成30年6月1日
 今回検針: 121 m³
 前回検針: 81 m³
 水道使用量 40 m³
 下水道汚水量 40 m³

水道料金 7,740 円
 下水道使用料 5,550 円
 請求予定額(合計) 13,290 円
 納期限 平成30年8月31日
※金額には消費税等が含まれております。

汚水量は
ここでわかります

この金額と
比較してください

【下水道使用料早見表（2か月分）】（H30.12月請求分から）単位：汚水量（m³）、使用料（円・税込）

汚水量	使用料	汚水量	使用料	汚水量	使用料	汚水量	使用料
0～16	2,320	29	4,250	42	6,340	55	8,760
17	2,450	30	4,400	43	6,530	56	8,940
18	2,580	31	4,560	44	6,710	57	9,130
19	2,710	32	4,720	45	6,900	58	9,310
20	2,840	33	4,870	46	7,080	59	9,500
21	2,990	34	5,030	47	7,270	60	9,680
22	3,150	35	5,190	48	7,460	65	10,670
23	3,310	36	5,340	49	7,640	70	11,660
24	3,460	37	5,500	50	7,830	75	12,650
25	3,620	38	5,660	51	8,010	80	13,640
26	3,780	39	5,810	52	8,200	85	14,630
27	3,930	40	5,970	53	8,380	90	15,610
28	4,090	41	6,160	54	8,570	100	17,590

○お問い合わせ先

古賀市下水道課 管理係

電話：092-942-1118 Eメール：gesuikanri@city.koga.fukuoka.jp

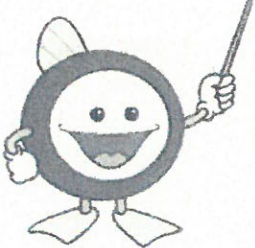
8月下旬に各戸配布したお知らせ文書「下水道使用料を改定します」について、わかりにくい表現がありましたので補足いたします。

お知らせ票の例としてお示したものは、水道と井戸を併用しているご家庭等のものです。

【お知らせ文書：裏面】

<水道+井戸併用>

検針お知らせ票（2か月分）の汚水量から、改定後の使用料がいくらになるかがわかります。



【検針お知らせ票の例】（現行使用料）

ご使用水量等のお知らせ

古賀市 駅東1丁目1番1号
コガシゲスドウカ 様

平成30年 8月分 (6月・7月使用分)
納付書通知番号 0000000
用途: 一般 口径: 13

今回検針日: 平成30年8月1日
前回検針日: 平成30年6月1日
今回検針: 121 m³
前回検針: 81 m³
水道使用量 40 m³
下水道汚水量 40 m³

水道料金 7,740 円
下水道使用料 5,550 円
請求予定額(合計) 13,290 円
納期限 平成30年8月31日
※金額には消費税等が含まれております。

汚水量はここでわかります

この金額と比較してください

水道のみをお使いの（井戸を使用していない）ご家庭については、下記のような検針お知らせ票が配布されています。

<水道のみ>

ご使用水量等のお知らせ

古賀市 駅東1丁目1番1号
コガシゲスドウカ 様

平成30年 10月分 (8月・9月使用分)
納付書通知番号 0000000
用途: 一般 口径: 13

今回検針日: 平成30年10月1日
前回検針日: 平成30年8月1日
今回検針: 121 m³
前回検針: 81 m³
水道使用量 40 m³

水道料金 7,740 円
下水道使用料 5,550 円
請求予定額(合計) 13,290 円
納期限 平成30年10月31日
※金額には消費税等が含まれております。

水道のみのご家庭では、
水道使用量 = 下水道汚水量
として計算しますので、下水道汚水量の印字がありません。

水道のみをお使いのご家庭については、下水道の汚水量を水道の使用水量と同量とみなして使用料を計算しますので、水道使用量しか印字してありません。そのため、下水道汚水量を知りたい場合には、「水道使用量」の欄をご参照くださいますようお願いいたします。

井戸のみをご使用のご家庭等については、水道使用量の印字がなく、下水道汚水量の印字のみとなりますので、「下水道汚水量」の欄をご参照ください。

また、納付額通知書をご覧ください。下記の欄をご参照いただくと、汚水量と現行の使用料がお分かりいただけます。

福岡県古賀市 (公)

水道料金及び下水道使用料納付済通知書

古賀市水道会計出納員 01720-5-960216

平成30年8月分(6月・7月使用分)
コガシヤクシヨ 様

納付通知書番号	000000-000
水道使用量	40 m ³
水道料金	7,740 円
下水道汚水量	40 m ³
下水道使用料	5,550 円
合計額	13,290 円

納 期 限
平成30年 8月31日

(CVS収納用) 収納代行 地銀ネットワークサービス株式会社 (CNS)

本書のとおり領収しましたので通知します。 領収日付印

取りまとめ店
福岡銀行古賀支店
〒812-8794 中うちょう銀行 福岡野金事務センター

(古賀市・コンビニ本部保管)

福岡県古賀市 (公)

水道料金及び下水道使用料納付原符兼振替出金伝票

古賀市水道会計出納員 01720-5-960216

平成30年8月分(6月・7月使用分)
コガシヤクシヨ 様

納付通知書番号	000000-000
水道使用量	40 m ³
水道料金	7,740 円
下水道汚水量	40 m ³
下水道使用料	5,550 円
合計額	13,290 円

納 期 限
平成30年 8月31日

取りまとめ店
福岡銀行古賀支店
〒812-8794 中うちょう銀行 福岡野金事務センター

収納代行会社
地銀ネットワークサービス株式会社

上記の金額を領収しました。 領収日付印

(金融機関・コンビニ店舗控)

福岡県古賀市 (公)

水道料金及び下水道使用料納入通知書兼領収書

古賀市水道会計出納員 01720-5-960216

平成30年8月分(6月・7月使用分)
(設備住所)
古賀市駅東1丁目1番1号
コガシヤクシヨ 様

納付通知書番号	000000-000
水道使用量	40 m ³
水道料金	7,740 円
下水道汚水量	40 m ³
下水道使用料	5,550 円
合計額	13,290 円

納 期 限
平成30年 8月31日

上記金額には、消費税額並びに地方消費税相当額を含みます。

古賀市長 中村 隆象 (印)

上記の金額を領収しました。 領収日付印

古賀市水道会計出納員
収納代行会社
地銀ネットワークサービス株式会社

・領収日付印のもの、金額を訂正したものは無効です。
・お問合せ窓口は裏面に記載しております。

収入印紙不要 (お客様保管)

井戸のみをご使用のご家庭等については、水道使用量と水道料金の印字がなく、下水道汚水量と下水道使用料の印字のみとなります。

水道のみで下水道をご使用でないご家庭等については、下水道汚水量と下水道使用料の印字がありませんが、今回のお知らせは下水道使用料をお使いの方対象ですので、ご参照いただく必要はございません。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>
古賀市 建設産業部 下水道課 管理係
Tel: 092-942-1118
Fax: 092-942-0675

笑たいせつな情報をお届け!ーーーーー

10月1日から下水道使用料を改定します

【問い合わせ】
下水道課 ☎942-1118

10月1日から下水道使用料を約7.7%値上げ(12月請求分から適用)します。皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

検針お知らせ票や納付額通知書の水量から、改定後の使用料の額がわかります

【検針お知らせ票の例】(現行使用料)

【代表的な汚水量での新旧使用料比較表】

ご使用水量等のお知らせ

古賀市 駅東1丁目1番1号
スィスイ 様

平成30年 10月分 (6月・9月使用分)
納付書通知番号 00000000
用途: 一般 口径: 13

今回検針日: 平成30年10月1日
前回検針日: 平成30年8月1日
今回検針: 121 m³
前回検針: 81 m³
水道使用量 40 m³

水道料金 7,740 円
下水道使用料 5,550 円
請求予定額(合計) 13,290 円
納期限 平成30年10月31日
※金額には消費税等が含まれております。

(2か月当たり、消費税込み)

汚水量	現行使用料	改定後	増加額
0~16m ³	2,160円	2,320円	160円
20m ³	2,630円	2,840円	210円
26m ³	3,510円	3,780円	270円
30m ³	4,090円	4,400円	310円
36m ³	4,960円	5,340円	380円
40m ³	5,550円	5,970円	420円
44m ³	6,240円	6,710円	470円
50m ³	7,270円	7,830円	560円

※水道使用量と比較表の汚水量が同じところを見てください。

※上記の例では、水道使用量のみ表示しています。
水道を使用している世帯では、下水道汚水量を水道使用量と同量とみなしますので、このように表示しています。井戸併用の世帯などでは「下水道汚水量 〇〇m³」を表示していますので、そちらの水量を参照してください。

Q なぜ使用料を改定するのですか？

A 老朽化する施設の更新や施設整備、維持管理にかかる経費の増大に対応するためです。

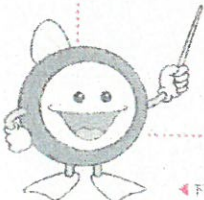
下水道は、市民生活にとって重要なライフラインであり、将来にわたり安定して維持運営していく必要があります。下水道事業の運営は、汚水処理にかかる必要な経費を使用者の皆さんからの使用料でまかなうことが原則とされています。

皆さんにはご負担をおかけしますが、今後も、より一層のコスト削減と効率的な下水道事業の運営に努めますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

下水道使用料改定についての詳しい内容は市ホームページに掲載しています。

【掲載場所】

トップページ→市役所の仕事としくみ→下水道課→下水道使用料を改定します



◀下水道マスコットキャラクター スィスイ